

4 資 審 第 27 号
令和4年11月29日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

農業資材審議会長 赤松 美紀

飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格等の設定等に係る
諮問について（答申）

令和4年9月28日付け4消安第3261号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき定められた、グアニジノ酢酸を含む飼料に係る飼料一般の成分規格並びに製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。
- 2 法第3条第1項の規定に基づき定められた、ムラミダーゼを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を別紙のとおり改正することは適当と認める。

飼料添加物グアニジノ酢酸又はムラミダーゼを含む飼料について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）において次の事項を成分の規格及び製造の方法の基準として定めること（下線部が改正部分）。

1. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

飼料一般の成分規格

テ グアニジノ酢酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、グアニジノ酢酸として、0.12%以下でなければならない。

2. 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

飼料一般の製造の方法の基準

ツ グアニジノ酢酸は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

ニ ムラミダーゼは、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。